

2024年10月2日

各位

旭川信用金庫

「全国信用金庫協会」を騙る不審なメールについて

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、「全国信用金庫協会」を騙る下記のような不審メールが確認され、メール本文に記載のURLから「フィッシングサイト」へ誘導されることが判明いたしました。

【不審メールの内容 メール本文(例)】

差出人:全国信用金庫協会<XXX@xxxx.com>
日時:2024年xx月xx日 xx:xx:xx JST
宛先:YYYY YYYY@YYYY.YY ※YYYYは受信者のアドレス
件名:【全国信用金庫協会】お客さま情報等の確認について

「全国信用金庫協会」や「信用金庫」と表示されますが、アドレスは不審なものとなります。

信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社では、犯罪収益移転防止法に基づき、お取引を行う目的等を確認させていただいております。また、この度のご案内は、当社ご利用規約第5条1項3に基づくご依頼となります。

◆お客様お客様の直近の取引についていくつかのご質問がございます、下記のリンクをアクセスし、ご回答ください。

<https://xxxxxxxxx.com>

xxxは不審なサイトのドメイン名等です。

※一定期間ご確認いただけない場合、口座取引を一部制限させていただきます。

※回答が完了しますと、通常どおりログイン後のお手続きが可能になります。

お客様のご返信内容を確認後、利用制限の解除を検討させていただきますので、できる限り詳細にご回答ください。

「全国信用金庫協会」では、信用金庫のお客さまに対し、①お客さま情報の確認を行うこと、②キャッシュカードの暗証番号、インターネットバンキングのID・パスワード等の確認や入力をお願いをすること、③現金などの支払いを要求することは一切ございません。

お客さまにおかれましては、以下のとおりご対応をお願いいたします。

- 1.不審メール本文中のリンクをクリックしない。
- 2.メールに添付されているファイルは開かない。
- 3.不審なメールに返信しない。

本件のお問い合わせ先

旭川信用金庫 課題解決推進部

(0166)26-1174